

IP通信網サービス契約約款（共通編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在	
～2026年2月28日	2026年3月1日～
<p>▲ I P通信網サービス契約約款 共通編（平成11年経企第35号） 実施 平成11年7月1日</p> <p>目次 （略）</p> <p>第1章～第14章 （略）</p> <p>別記 （略）</p>	<p>▲ I P通信網サービス契約約款 共通編（平成11年経企第35号） 実施 平成11年7月1日</p> <p>目次 （略）</p> <p>第1章～第14章 （略）</p> <p>別記 （略）</p> <p><u>附 則（令和8年2月24日 CNS1サ第000400015356-01号） （実施期日）</u></p> <p><u>1 この改正規定は、令和8年3月1日から実施します。</u> <u>（経過措置）</u></p> <p><u>2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第6種オープンコンピュータ通信網サービス（カテゴリー5又はカテゴリー6に係るものに限り。）に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。</u></p> <p><u>3 前項の場合において、第6種契約者は、次に掲げる契約内容の変更に限り請求等を行うことができます。</u></p> <p><u>ア 第6種契約者の氏名等の変更</u></p> <p><u>イ 第6種契約者の地位の承継又は利用権の譲渡</u></p> <p><u>ウ 区別の変更（カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー3又はカテゴリー7への変更に限り。）</u></p> <p><u>エ 付加機能又は附帯サービスに係る利用の開始又は利用内容の変更</u></p> <p><u>4 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u></p> <p><u>5 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。</u></p>